

第4回 中部地区環境パートナーシッププラザ(仮称)運営検討会
議事要旨

<日時> 平成16年12月6日(月) 14:30～17:00

<場所> 愛知県東大手庁舎 4F会議室

<議題> (1)地方プラザの役割、実施する事業、運営のあり方について
(2)議事録の公開について
(3)その他

<議事> 検討会は公開で開催された。

- ・ 議題(1)について、資料を作成した事務局委員から説明があった。
- ・ 議題(1)について、意見交換が行われた。
- ・ 議題(2)について、要約版で公開することについて了承された。
- ・ その他
 - ・ 座長から年明けに再度議論する場を設ける旨の提案があり了承された。
 - ・ 開設場所の整備に係る準備作業を事務局に一任することで了承された。

<配付資料>

資料1 中部地区環境パートナーシッププラザ(仮称)の開所に向けた本検討会での議論のサマリー(案)

資料2 (仮称)中部地区環境パートナーシッププラザの当面の運営と活動について(座長メモ)

<要旨>

(座長)

- ・本日は資料1の中でまず、「役割」「事業」の部分を説明してもらい、それについて議論をいただき、その後、残りの「運営」の部分について説明してもらう。

(環境省から資料1の「役割」「事業」の説明：略)

(座長)

- ・今までの議論を集約した説明があったが、これを踏まえて議論いただきたい。

(委員)

- ・資料中には「補完性の原則」とか「広域での取り組み」というキーワードがはっきりと入っていないが役割の中に位置づけてはどうか。

(委員)

- ・意見交換、情報共有は方向性が似ている事業ではないか。一方人材育成は、パートナーシップ作りとつなぎ役の育成という別の目的が強い事業と思う。

(委員)

- ・意見交換の場づくりや情報の共有という事業は、そもそも環境省のミッションではないか。
- ・ネットワークをつくることは目的ではなく、地域の問題解決のための手段。パートナーシップの必要性もそこを踏まえるべき。まず、問題の把握が第一になければならない。その上での、このプラザの役割は人材育成であり、最終的にはコーディネート機能だと思う。

(環境省)

- ・ネットワーク、パートナーシップは問題解決のためのものとの指摘は、その通り。ここでは、問題把握のためにも、顔と顔のつながりが必要という意味。顔が見える環境を作っていくという意味でのネットワークづくりを特に最初にやらなければいけないと思っている。

(座長)

- ・続いて、資料の「運営のあり方について」再度、環境省から説明を願う。

資料1「運営」について説明(略)

(座長)

- ・この検討会は4回開催したが、具体的な運営等まで踏み込んで議論していない。そこで、私案だが少し踏み込んで提案させてもらった。
- ・第一に、正式な検討会はこれで終了するが、積み残しの議論をするため年明けにもう一度集まっていたきたい。その際、それぞれの団体なりで中部拠点について議論していただき、それを持ち寄っていただきたい。
- ・第二に、四つのフェーズに分けて事業を準備、展開してはどうか。準備期には、あちこちに調査に回り、課題を探る。離陸期には、事業展開していくための枠組みを作っていく。

事務局とともに、運営の応援団的なものが必要となる。事業試行期で試行事業を行う。そして、本格事業の実施に向け評価を行う。評価のための組織も必要。そして、事業展開期につなげていく。

・準備期は環境省で人を措置するとして、その後の事務局の作り方は、種々な形がありうる。1 N P O、コンソーシアム、一部環境省直轄など。ただいずれにせよ、ここに座っていてはだめで、種々なところに出かけていくことが大切。

・以上の提案についてご意見をお願いしたい。

(委員)

・パートナーシップの中でも、行政と民間との間のものに焦点を当てることは分かった。それに対し、行政の側はどう考えているのか。何を期待しているのか、これまであまり御発言がなかったようだが。そもそも行政から足を運んで来て、こういうことをしたいと提案すれば民間も動きやすい。

(座長)

・では行政の方から御発言を。

(委員)

・やはり広域としての事業が必要ではないか。その中で市としても関わりが出てくる。市単位のパートナーシップ事業であればこのプラザとは関わりは薄い。

・具体的には、3県1市でのグリーン購入の取組みなどは、N P Oと協働でやれるかもしれない。

(委員)

・県としての民間との協働は模索中。広域的なものでの取組であれば参加したい。

(委員)

・ネットワークの中で、各県のサテライトが必要ではないか。

・行政職員への研修が事業としてあげられているが、学校や教育機関の職員への研修もぜひやって欲しい。協働のコーディネーターだけではなく、ファシリテーターも必要。

(委員)

・水や大気といった県をまたぐような課題に絞って事業を行ってはどうか。

・広域的な拠点を成功させるためには、なにしろ話し合うことが大切。

(委員)

・研修は民間への研修も自治体では手が回らないのでやってほしい。我が県の特性から見て、山林から川・海につながるということで、山村についても県域を越える課題として扱うべき。

(委員)

・人材についての情報や、各県の取組みについての情報が手に入るようにして欲しい。

(委員)

・各県でのパートナーシップでの取組みを収集し、紹介するような機能を期待したい。補完性の原則とあったが、その実現のためにも、まず自治体・民間の取組みの状況を知ることが不可欠。

(座長)

・以上行政の方からは役割に関する提案をいただいたが、運営方法についてもう少し焦点

を当てて議論いただきたい。

(委員)

- ・準備期間を設けて走りながらやっていくことは理解。ただ、最初はず1つ成果を挙げ、認知してもらうことが大切なのではないか。ある程度絞って具体的な事業を立ち上げ、ここに来ればお手伝いしてもらえると理解してもらえるようにする必要がある。

(委員)

- ・走りながら考えるということは、行政らしくなく非常にいいが、走り出す方向を間違えてはいけない。この拠点のミッション、理念、使命と、それに基づく成果目標が重要になる。
- ・地理的には5県と広範囲である。各地域で事情、個性が違い、「選択と集中」が重要になってくる。環境分野は幅が広いのでやはり絞らざるを得ない。
- ・官と民の関係だけではなく、官と官の関係がポイント。国と県、県と市町村の関係が非常に民にも影響を及ぼすのでそこに焦点を当てるべき。逆に民と民との関係には手を出さない。
- ・政策について、上から下へではなく、下から上げていくというベクトルが大切。

(委員)

- ・パートナーシップを組む前提として、この地域の各行政機関、企業、市民がそれぞれにポテンシャルを高めることが大切。それは、我々のサポートセンターでやればいいことだが、それを総合して戦略化していくことは、この拠点でやるべきことだろうと思う。そのためにも、自治体や国がいらぬおせっかいを焼かないように研修を行う、自律性のための資金的自立が大切。

(委員)

- ・資料に「プラザの評価システムの構築」について、プラザだけではなく中部5県1市の様々な事業に繋げて、中立的に官と民と分けた形でチェックし、評価することがプラザの役割ではないか。補完性の原則からみても、まさにこの拠点は果たすべき役割。こうした評価によって、5県1市の中で活動が色々スパイラルアップすることができればいい。

(委員)

- ・行政と民間だけではなく、官と官のパートナーシップも促進するべき。
- ・運営について見ると、研修にせよ、意見交換会にせよ事業のほとんどは他の主体が中心または連携して行うもの。情報拠点はよく分からないが、事務所は机一つでもいいかもしれない。その反面、事業のための応援団というか、ネットワークが不可欠になる。そこに資源を集中すべき。

(座長)

- ・事業については、いろいろなものが持ち寄れると私は理解している。また、情報は本来自分で取りに行くもの。取りに行きたくてもとれない情報を集めることができるか、だろう。

(委員)

- ・「運営主体のあり方」、「参画の仕組みのあり方」、「選考の方法」、「人材の確保」、「今後の事務体制の委託方法」それぞれ決まっていない。それでは、パートナーシップの様々なパターンのメリット、デメリットをきちんと出し、議論をする、ある意味パートナーシップ体制の運営・実験する事業からはじめていくこととしたらどうか。

(委員)

・環境問題は環境省だけではなく、経済産業省、国土交通省、農林水産省などが関わってくる。民間も環境NPOだけではなく、漁協も農協も関わる。こうした多様な主体も入れた視点で仕事をするという意気込みをもって欲しい。

(GEIC)

・「各主体の間の意見交換の場づくり」について、政策対話と協働での政策立案といったプロセスは行政機関主導ではできない。行政機関ではないプラザのようなところで新たに枠組みを作らなければ本当の意味のマルチステークホルダーでの政策立案にはならない。そのためにも一緒に協力できる民間のセクターが、仲間として運営に協力に参加しなければならない。

・「ネットワークの構築」についてやはり顔と顔の見える関係から得られた人間関係に基づく情報が本当に役に立つ。face to face でネットワークをつなげて広げていくことが大切。

・官が強く民を束縛してパートナーシップが進まないという指摘があったが、その通りで、どうやったら強力な官支配から民へのパワーシップをうみだせるか、ここを社会実験の場として、それをもとにここが全国的なモデルとなればいい。

(座長)

・本来は今年度の運営を議論したいのだが、ここで、資料2を見ていただきたい。当面の運営形態として4つのフェーズに分けてある。全体としては、時期は多少前後するかもしれないが、このような流れでいくとの提案だが、これに対して皆さん意見を。

(委員)

・ワークショップが必要。できる限り広範囲な意見をきちっと集約し、まとめることが大切。

・ヒアリング調査に加え、検討会メンバーが具体的にこの拠点に何を持ってこられるか、我々が抱えている問題で、ここで解決できそうな問題をまず出してみる必要がある。

・環境は持続可能性の一要素に過ぎない。こうした認識を多様な主体が関わって共有できれば、この検討プロセスはいいものになる。

(委員)

・自主的に残ったメンバーで検討を継続する形で1つのクラスターにできないだろうか。ただ、それだけでは作業ができないので1つの方法として人員を提供することは、相談できる。何らかの形でここが協働の実験とテーブルは維持していきたいと思う。

(座長)

初期の段階ですごく大事なものは人だと思う。今のよい提案を頂いたと思う。

(委員)

・人が大事。環境省の枠をとっばらっていたいただきたい。そのためにも、この地域でいろいろなセクターに精通しているような人がいいがなかなかいない。企業、NPOのことや環境省、国土交通省のことなどもある程度わかっていて、環境という軸で骨が一本通っている人を探してほしい。

(座長)

- ・人がなかなかいないのは確か。若い人を育てるということもありうる。
- ・このメンバーが今後プラザ応援団になりえるメンバーだと思う。このメンバーを中心に1月以降どうするかについて、環境省から説明を。

(環境省)

- ・座長より提示されたスケジュールで、この実験を試してみたい。この枠組みで、年明けも一度ぐらい是非議論をしたい。それも踏まえ、どういう事業「、運営体制がよいか、議論していきたい。

(事務局)

- ・年度内オープンに向けての事務的作業は事務局サイドで進めさせてもらいたい。

(座長)

- ・4回でなんとなく全体としてある方向性が見えてきたと思う。
- ・年明けぐらいにもう少し議論する場を設けられると思うので、この場に各自が何をもちょうけるかを出し合いたい。質問はやめて、むしろこうしたいけれどもできるか、一緒にやれるかという場にしたいと思う。

閉会

中部地区環境パートナーシッププラザ(仮称)運営検討会(第4回)出席者名簿

平成16年12月6日

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	千 頭 聡	日本福祉大学情報社会科学部助教授 【座長】
NPO団体等	伊 藤 達 雄	愛知県地球温暖化防止活動推進センター長
	海 山 裕 之(欠)	特定非営利活動法人 地域づくり考房みなと代表理事 (四日市市民活動センター運営団体)
	岸 田 眞 代	特定非営利活動法人 パートナーシップ・サポートセンター代表理事
	駒 宮 博 男	特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター理事 (ぎふNPOセンター運営団体)
	辻 子 裕 二	特定非営利活動法人 鯖江市民活動交流センター理事 (鯖江市民活動交流センター運営団体)
	萩 原 喜 之	特定非営利活動法人 中部リサイクル運動市民の会代表理事
	松 本 美 穂(代)	特定非営利活動法人 市民フォーラム21・NPOセンター事務局次長
	三 島 知斗世(欠)	特定非営利活動法人 ボランティアネイバーズ事務局長
山 口 祐 子(欠)	特定非営利活動法人 浜松NPOネットワークセンター代表理事	
企 業 関 係	荒 木 重洋司	社団法人中部経済連合会技術部次長
	近 藤 元 博(欠)	環境パートナーシップ・CLUB(EPOC)産業エコロジー部会運営委員
地方公共団体	内 田 博 幸(代)	福井県福祉環境部環境政策課主査
	山 田 均 (代)	愛知県環境部環境政策課主幹
	小 松 利 顕(代)	岐阜県健康福祉環境部環境政策室主任
	原 田 泰	愛知県県民生活部社会活動推進課長
	坂 田 広 峰(代)	三重県環境森林部環境活動室主査
	和 田 誉 雄(代)	静岡県環境森林部環境政策室主査
	山 中 芳 子	名古屋市環境局環境学習センター館長
環境省関係	川 村 研 治	地球環境パートナーシッププラザ NPOスタッフ 【座長代理】
	近 藤 健	環境省中部地区環境対策調査官事務所長
	滝 口 直 樹	環境省総合環境政策局民間活動支援室長補佐

(注)氏名欄の(代)は代理出席、(欠)は欠席。

(委員名簿順、敬称略)

中部地区環境パートナーシッププラザ（仮称）の開所に向けた本検討会での

議論のサマリー（案）

はじめに

環境省が、中部地区におけるパートナーシップ作りの支援拠点として設置を予定している「中部地区環境パートナーシッププラザ（仮称）」（中部拠点）について、この検討会では4回にわたり議論してきた。

この中部拠点は、環境省が場所・施設（100平米程度）、人件費及び事業費（月110万円程度）を提供し開設するもので、中部地区での環境パートナーシップ作りの支援拠点となることをめざし、平成16年度内の開所を目指している。

この4回の会合では、地域のNPO、産業界、行政の担当者が集まり、設置される拠点がこの地域で果たすことができる役割、事業、運営のあり方について議論を進めてきた。限られた時間での議論であり、おおむねの方向性については合意できたものの、具体的な議論はまだ必要である。

そこで、この検討会としては、これまでの議論で明らかになった論点、方向性を以下にとりまとめることとするが、最後に提案するように、引き続き必要な論点について議論を深めるとともに、中部拠点での事業については、各地で議論を重ね、地域のニーズを踏まえて形作っていくことを提案する。

1 役割について

この検討会では、中部拠点の役割を考える上で、以下のような意見が出されている。

- ・ パートナーシップは持ち寄りとの視点で拠点の役割を考えていくべき。拠点が地域の取り組みに生かされるよう、拠点での事業において各主体が何ができるかを考えていく。
- ・ 市町村や県、NPOがすでにやっていること、本来やるべきことは、環境省の設置するこの拠点では行うべきではない。「補完性の原則」をしっかりと踏まえる。
- ・ 中部地区という広域での取組との視点を大切にすべき。県域を越えた交流、連携を重視し、地理的な不公平がないような拠点とする。
- ・ 行政と民間とのつなぎ役という役割が大切である。
- ・ 各省間、国と自治体といった行政の間の縦割りを克服するような役割を期待したい。
- ・ 地域だけでなく、国際的な問題も意識する必要がある。
- ・ 限られている資源からすると、自ら事業を行うというよりは、各主体に関わる活動や政策についてコーディネートする機能を果たすような役割を果たしていくことが必要。

このような意見を踏まえ、おおむね以下のような役割が考えられるのではないかと。

- 1 国・地方自治体といった行政と民間との間とのパートナーシップづくりの場を提供する。
- 2 地域の取組、ニーズと、国際的、全国的な政策、取組とのつなぎ役となる



中部地区を中心とする地域でのパートナーシップによる取組（地域環境力の実現）が直面する支障の克服、地域のニーズや取組の国、全国、海外への発信を支援する。

2 事業について

（１）考え方

中部拠点における事業については、上記の役割を踏まえ、中部拠点ならではの事業を進めていく必要がある。

また、運営のあり方にも関わるが、中部拠点は、環境省の事業を行うだけでなく、環境省以外の省庁、自治体、企業、NPOと連携し、資金・人材等の提供を受け事業を進めることができるようにすることも必要である。

（２）事業のイメージ

ア 中心的事業

この拠点が行うべき事業については、まだ議論が必要であるが、中部拠点が中心的役割を果たしていく事業としては、例えば以下のようなものが考えられる。

官民をはじめとする各主体の間の意見交換の場づくり

例 ・政策について、勉強会、説明会の開催。

国を中心とした行政資料の収集、提供。

・各種政策や取組についての意見交換会を、行政、民間など各主体の参加を得て実施

パートナーシップを担う人材の育成

例 行政と民間とのパートナーシップを担う人材育成

特に行政職員に焦点を当てた研修、育成事業の展開

協働のコーディネーターの育成

地域におけるパートナーシップでの取組についての情報共有

例 中部地域におけるパートナーシップでの取組について、事例の収集、分析、普及

国内外の環境情報についてのネットワークの構築

例

- ・地球環境パートナーシッププラザ、各地区環境パートナーシッププラザとのネットワーク形成
- ・地域の環境情報拠点、NPO支援センターとのネットワーク形成
- ・こうしたネットワークを活用した情報の受発信

イ 連携事業

各主体と連携して実施する事業については、県域を越える流域単位での環境保全、防災と環境などいくつかのアイディアは出されたが、今後、様々な団体、地域の意見を聞いていく必要がある。今後事業を進める中で、中部拠点が担うべきものを探っていくべきではないか。

(3) 初年度の事業の考え方

3に記すように、中部拠点を各主体が参画して運営することができるようにすることが必要である。こうした体制を作ること自体について、各地で議論を重ねていく必要がある。

一方、上記の事業については、基本的には行政と様々な主体をつなぐ場作り、情報の流れ作りが大きな課題であり、そのためにも話し合いの場を作っていく必要がある。また、具体的な事業の中身についても、検討会の議論に加え、いろんな主体との対話を重ね、この地域でのニーズを把握していくことが重要である。こうした話し合いの場を作っていくこと自体、一つの事業と考えられる。

そこで、初年度（平成17年度）の事業については、具体的な事業を試行的に進める中で、ニーズ把握、ネットワーク作りを主目的として事業を進めていく、いわば「走りながら考える」事業づくりをすることを提案する。

3 運営のあり方について

(1) 運営のあり方についての考え方

運営のあり方についても、検討会において多くの意見が出されてきた。

- ・ 運営については、中部拠点自体で独立した意志決定をもてるような方式が必要である。
- ・ 一方で、環境省などとの連携により、行政の力、良さを生かしながらパートナーシップ作りを支援できるようにする必要がある。
- ・ 持続可能な社会作りは、様々な行政に関わる。いろんな行政と協力できるよう、行政の縦割りを廃した、独立性のある事業ができるような運営が必要。
- ・ この拠点の予算、人員だけではたいしたことはできない。いろんな主体と協力することにより大きな活動が可能になるようにする必要がある。

そこで基本的には以下のような考え方に基づく運営体制を検討するべきである。

- ・ 地域のステークホルダーが参加し、支え合う運営、仕組みをつくること
- ・ 各関係セクター、地域に関かれ、役に立つよう配慮された運営であること
- ・ 一環境省に依存するのではなく、資金等のリソースの確保、事業のパートナーづくりなどが外部に自由に拡張できる運営とすること

(2) 運営体制の検討

上記のような運営の考え方を、どのような仕組みで実現するかについては、残念ながらこの検討会では十分議論できていない。1で示したような役割をこの拠点が担うためにはこうした体制を、この拠点に関わる主体が参加して形作っていくことが必要である。

そこで今後年度内をめどに、引き続きこの検討会のような枠組みにおいて、運営方法のあり方について検討していくことを提案する。

検討すべきポイントは以下の通り。

- ・運営主体のあり方（どのような団体、構成など）
- ・運営に関わる協議会など、運営への参画の仕組みのあり方
- ・運営主体の選考の方法
- ・事業に関わる人材の確保

4 今後の事業の進め方について

パートナーシップ作りの支援のあり方は地域によって異なることから、地域ごとに様々な主体の意見を聞きながら検討を進めていく必要がある。事業の進め方についても試行錯誤があることから、進め方についても柔軟に事業を構築していくことが求められる。いわば「走りながら考えていく」柔軟性が求められる。

また、場についても、物理的な場にこだわることなく、地域にとって必要な事業を実施していくことが大切である。

この検討会としては、いわば方向性について示したものであるが、上記に提案したように、引き続きこの地域にとって必要な役割、事業を求めて検討を深め、また、事業のスタート後もしばらくは、必要な事業を探るプロセス自体を重視して事業を進めていくべきである。

(仮称)中部地区環境パートナーシッププラザの当面の運営と活動について(座長メモ)

0. 前提

- ・中部地区環境パートナーシッププラザ(以下、プラザと省略)は、環境省が設置する施設であるが、その趣旨や期待される活動内容から見て、行政・市民・事業者の協働に基づく柔軟な事業展開が期待される。
- ・対象とする「中部地区」は5県にまたがっているが、従来からまちづくりや環境保全等に関わる諸事業が、この5県を視野に入れて実施されてきたものでは必ずしもないため、プラザの事業計画を検討するためには、対象地域の状況について十分に調査し、踏まえることが必要である。
- ・本検討会は4回開催され、プラザの役割・担うべき事業・運営について精力的に議論が行われたが、必ずしも検討会全員が共通した結論を持つには至っていない。
- ・同時に、プラザの開設時期は平成16年度内を想定しており、当面、「走りながら考えていく」ことが求められている。

上記の前提を踏まえ、当面のプラザ運営と事業については、以下のように考えてはどうか。

1. 本検討会終了後の検討について

平成17年の早い段階で、本検討会メンバーを中心に、積み残された議論を深め、プラザの円滑な立ち上げと効果的な運営を協議・検討していくための場を設ける。暫定的には1月中下旬を想定する。

この協議の場で、議論を効率的に集約していくために、検討会メンバーは、各々の立場から、事前に、プラザの役割・事業・運営について、周辺のステークホルダーとの意見交換等を行うようにする。

2. 当面の運営形態や想定される事業内容について

開設時期および暫定的な運営体制の可能性等をにらみつつ、当面の運営形態や事業について、以下のように考えてみてはどうか。

< プラザの当面の運営形態と事業について >

フェーズ	時 期	プラザの管理	主 な 事 業 内 容
準備期	平成 17 年 2 月～ 3 月 (場合によっては 2 月～ 6 月)	電話対応等の必要最低限の管理	対象地域のパートナーシップの現状と課題、プラザに対する期待などについて、対象地域を回ってヒアリング調査 ヒアリング調査にあたっては、検討会メンバーの協力を得る 調査は事業費による委託 4 月以降の運営体制の準備
離陸期	4 月～ 6 月 (場合によっては 7 月～ 9 月)	事務局の立ち上げと管理・運営の試行	拡充された事務局体制に基づく管理の開始 平成 17 年度の事業計画の策定 プラザの事業展開に関するフォーラム等の開催 協働に基づくプラザ運営応援団の組織化やネットワーク化
事業試行期	7 月～平成 18 年 3 月 (場合によっては 10 月～)	事務局による管理・運営開始	事業計画に基づく各種事業の試行 対象地域におけるパートナーシップの具体化 試行事業の評価 平成 18 年度事業計画の策定
事業展開期	平成 18 年 4 月以降	事業の本格展開	本格的な事業展開 プラザ評価システムの構築

注：開設時期を平成 17 年 2 月と想定した場合

平成 17 年 4 月(もしくは 7 月)以降の事務局体制について、公募に基づく特定 N P O 等への委託(請負)、複数の N P O 等によるコンソーシアムへの委託、もしくはこれらと直営の組合せ、などを含めていくつかの形態が想定しうるし、またフェーズに応じ事務局体制を変化・発展させていくことも考えられるが、パートナーシップ機能を最も発揮しやすい形態について、今後の検討により決定する。